

○新山口駅北口交通広場設置及び管理条例

平成29年12月15日

条例第45号

改正 平成31年3月14日条例第1号

令和3年3月18日条例第1号

(設置)

第1条 新山口駅における歩行者の安全かつ円滑な通行を確保し、交通機関相互の乗継ぎの利便性の向上を図るとともに、同駅周辺の一体感及びにぎわいの創出並びに多様な交流の促進に資するため、新山口駅北口交通広場（以下「交通広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交通広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新山口駅北口交通広場	山口市小郡令和一丁目1291番14

(施設)

第3条 交通広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 情報提供施設
- (2) カフェ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、デッキ、待合所その他の交通広場としての機能を維持するために必要な施設

(利用時間)

第4条 交通広場を利用することができる時間は、終日とする。ただし、第7条の規定により許可を受けて交通広場を使用する場合には、その使用をすることができる時間は、原則として、午前9

時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(禁止行為)

第5条 交通広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 交通広場を汚損し、又は滅失すること。
- (2) 危険物等を持ち込むこと。
- (3) 寝泊まり、仮眠その他これらに類する行為をすること。
- (4) 通行の妨げとなるような方法又は危険な方法で通行、運動又は遊戯をすること。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通広場の利用を妨げる行為をすること又は交通広場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、交通広場の損壊等によりその利用が危険であると認めるとき又は交通広場の管理上やむを得ないと認めるときは、区域を限って、交通広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第7条 交通広場において、次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 別表に定める交通広場の施設又は設備を使用すること。

- (2) 演説、集会その他これらに類する行為をすること。
- (3) 宣伝、募金その他これらに類する行為をすること。
- (4) 催事、物品の展示又は販売その他これらに類する行為をすること。
- (5) 工作物その他物件又は施設を設けて交通広場を使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が許可を要すると認める行為をすること。

2 市長は、交通広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交通広場の使用について許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。

- (1) 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力によって交通広場の使用ができなくなったとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上又は交通広場の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項に規定する措置（同項第4号に該当する場合を除く。）によって使用者に損害が生じた場合であっても、市長は、その賠償の責

めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

ただし、国若しくは地方公共団体が使用するとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、交通広場の使用に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外のために使用してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、交通広場の使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 1 4 条 使用者その他交通広場を利用するものは、故意又は過失により、交通広場を汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 3 0 年規則第 4 号で平成 3 0 年 3 月 2 2 日から施行)

附 則 (平成 3 1 年 3 月 1 4 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 1 8 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 7 条、第 9 条関係)

(1) 情報提供施設の使用料

単位	金額
1 時間	2 2 0 円

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。

(2) カフェの使用料

単位	金額
1 か月	93,390円

備考

- 1 使用期間に1か月未満の端数があるときは、その期間を日割計算する。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 1階デッキ及び3階デッキの使用料

種別	単位	時間区分		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階デッキ	100m ² 未満	990円	990円	990円
	100m ² 以上	1,980円	1,980円	1,980円
3階デッキ	100m ² 未満	990円	990円	990円
	100m ² 以上	1,980円	1,980円	1,980円

備考

- 1 使用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。
- 2 使用時間区分帯を2欄以上にわたって使用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。

(4) 広場の使用料

単位	金額
1日 1m ²	33円

備考

- 1 使用面積が10m²未満のときは、10m²として計算する。
- 2 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(5) 情報提供施設附属設備の使用料

種別	単位	金額
放送設備	1時間	640円
伝送設備	1時間	220円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。